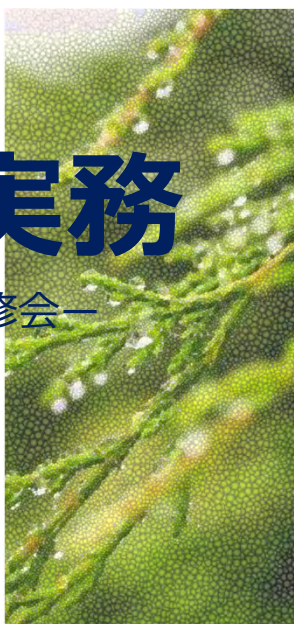


山村振興の実務

—令和4年度山村振興実務研修会—



令和4年6月3日（金）
10:50 ~ 11:50

農林水産省 農村振興局
地域振興課 調査調整班

山之内 / 佐藤（計画） / 佐々木（交付金）

03 - 6744 - 2498

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/>

山村活性化支援交付金

基づき

山村振興計画
(市町村)

基づき

山村振興基本方針
(都道府県)

基づき

山村振興法
(国（議員立法）)

Key word

- 【山村活性化対策事業】
- H27法改正版「山村振興計画」必須（項目Ⅳの⑤）
 - 1千万円／年×3年間
 - 自立・継続可能な事業

- 【商談会開催等事業】
- スタート支援：基礎講習・WS（勉強会）
 - ゴール支援：商談会

Key word

- H27法改正を踏まえた作成方法
- ・ 3省通知
 - ・ 農水省HP掲載マニュアル
 - ・ 都道府県の方針参照
 - ・ 各種市町村計画（過疎計画・総合計画・市町村森林整備計画 etc.）引用

Key word

- 山村の多面的機能の発揮
- 指定：林野率（75%以上）及び人口密度（1.16人/町歩未満）
- 10年期限（次期改正：遅くとも令和6年度末）

MAFF 山村振興



MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和4年度予算額 784（784）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を図る取組の試行実践等）を支援します。

【交付率：定額（上限1,000万円/地区）、実施期間：上限3年間】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の**開催**など、山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓に向けた取組**を支援します。

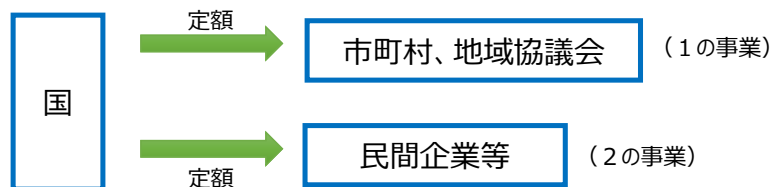
② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスの創出をより効果的に実施するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

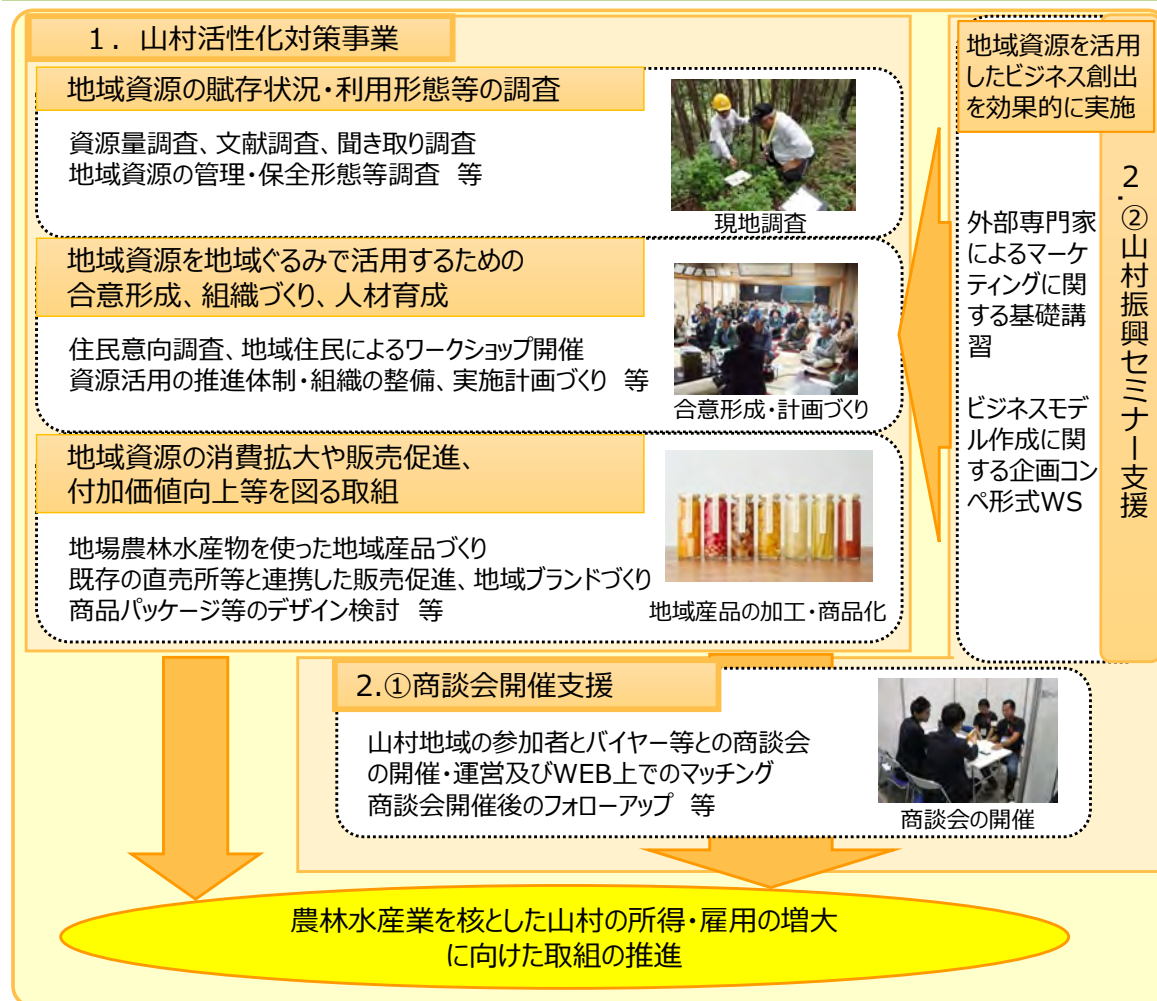
【交付率：定額、実施期間：1年間】

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

山村活性化支援交付金 「①山村活性化対策事業」概要

支援内容・助成対象

支援内容：

- 地域資源の利用調査、賦存状況調査等による資源確保や調査
- ワークショップ開催、技術取得・普及の研修等による人材育成
- 地域資源を活用した新商品試作・パッケージデザイン検討等による商品開発
- ブランディング、広報活動、商談会参加等による販路開拓・拡大

助成対象：役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、旅費 等

(補助率：100% (1地区当たり上限 年間1,000万円) 3年間まで)



地域産品の加工及び商品化

商談会の参加 (令和元年度の様子)

事業要件

- 振興山村(※)の活性化に向けた取組であること (山村振興計画(IVの⑤記載)が作成されていること)
- 山村の地域資源を活用して所得・雇用を増大する取組であること (雇用、販売額等の増大に関する目標を設定)

事業実施主体

- 振興山村を有する市町村
- 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会

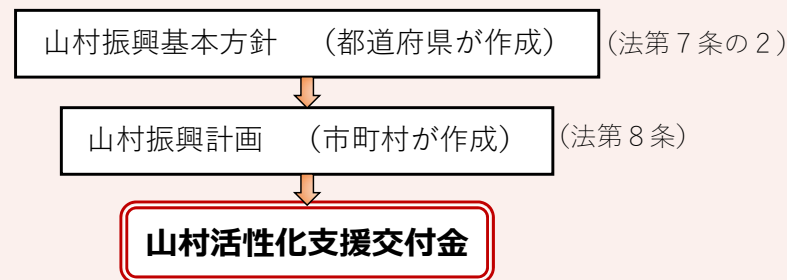
想定される事業の進め方の例



※取組期間は最大3年であり、3年未満であっても可。

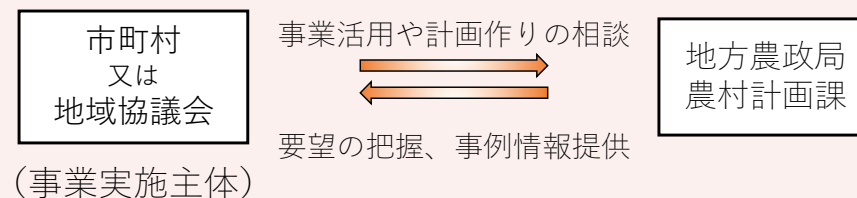
山村振興計画等の体系

山村振興法 (S40制定、最終改正R3.3月)



相談窓口

- 地方農政局農村計画課 (北海道内は本省地域振興課)



※ 振興山村とは、山村振興法に基づき指定された地域 (S25.2.1時点の旧市町村単位) で、現在734市町村 (44都道府県) に所在

山村活性化支援交付金 「①山村活性化対策事業」 取組事例

農林水産省のWebサイト「山村振興」のページに、個別の事例紹介があります。

地域資源→主な商品	概要	主な関係団体等	成功の秘訣
馬鈴薯、コーン、アスパラガス→菓子、スープ	試作品開発→試食アンケート実施→商品改良→新商品コンテスト入賞	観光協会、商工会、JA	・市場調査に基づく商品作り
山菜、きのこ→漬物・パスタ	耕作放棄地等を再活用した栽培実験・研修と加工品・メニュー開発	JA、地元飲食店会	・栽培実験・技術研修による資源量確保 ・未利用資源の畜産活用・加工食品開発
地ビール搾り滓→ハム等	「地ビール豚」生産・加工品開発		
酒米、酒粕、塩、ハーブ→清酒、菓子	地域ブランドの立ち上げ・商品ラインナップ充実、生産農家支援	酒造会社、菓子店、カフェ等	・加工⇔農家の直接取引による生産支援 ・生産技術の共有（ブランドの品質統一）
地域産木材→家具、小物、建物内装	木工関係業者の連携による商品開発、後継者育成、勉強会、EC体制整備	森林組合、デザイン・設計事務所等	・ターゲットを踏まえた商品開発 ・地域材のイメージ向上・普及の取組
地域産木材、伝統工芸→インテリア雑貨	伝統工芸木工品の後継者育成と商品開発→東京オリ・パラ公認商品	森林組合、木工関係事業者・工房	・伝統技術の後継者育成 ・現代風アレンジ
里芋→スープ、カレー	規格外野菜の加工商品開発→ふるさと納税返礼品に採用	地域の直売所、加工業者	・地域合意に基づく資源増産、商品開発、共通ロゴマークの適用
クリ→ジャム	高級品シリーズ化→地元JR観光列車の乗車記念プレゼントに採用	農林産物加工グループ、猟友会、道の駅、農林公社	・プレミアム感のある商品開発 ・商品コンセプトに沿った販売戦略
獣皮（鹿革）→マウスパッド	駆除害獣を活かした新商品開発		

山の恵みプロジェクトのご紹介

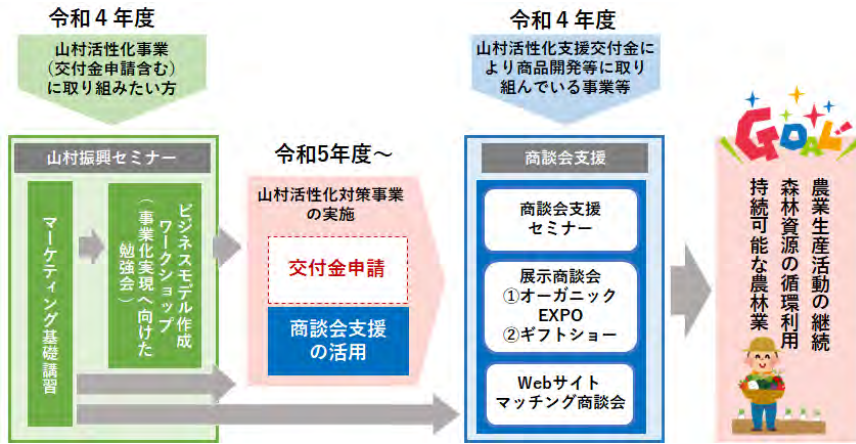
※令和3年度「山の恵みマッチング」事業の発展系

令和4年度 農山漁村振興交付金（山村活性化対策（商談会開催等事業））
 農林水産省のWebサイト「山村振興」のページに、さらに詳しいご案内があります。

事業概要

「令和4年度 農山漁村振興交付金（山村活性化対策（商談会開催等事業））」では、令和3年度「山の恵みマッチング」事業（従来の商談会支援）に加え、山村振興セミナーも新たに加わり、山村地域の地域資源を活用した商品・サービスの開発・販路開拓の拡大だけではなく、令和5年度農山漁村振興交付金申請に向けた事業設計のサポート、山村地域の事業化支援を通じ山村活性化対策事業の促進を目指します。

<本事業の全体イメージ図>



★参加条件を満たしていれば「山村振興セミナー」・「商談会」どちらにも応募することは可能です！

支援プログラム

商談会支援	●商談会支援セミナー オンライン	商談会の場で必要となる知識を身につけるセミナーを開催します。
	●展示商談会・販売会への共同出展	参加者とバイヤーおよび消費者とのマッチング（商談）の場を設ける展示会を開催、出展支援を行います。
山村振興セミナー	●Webサイトマッチング商談会 オンライン	山村地域の商品に関心あるバイヤーが商談可能となる仕組みをWeb上で構築し、マッチング支援を行います。
	●マーケティング基礎講習 オンライン	山村での商品開発・販売に係る起業や経営に必要な基礎知識の情報習得を目的とした講習を開催します。
	●ビジネスモデル作成ワークショップ（事業化実現に向けた勉強会） <small>※対面式、オンラインの複合型を検討</small>	新商品・サービス開発のアイデアを有する発案者と共同で、専門家支援の下、実際に事業を企画する勉強会を開催します。 (発案者・専門家は事務局でマッチング)


展示商談会・販売会（2回開催） ★以下2回の展示会は、食品・非食品どちらも出品可能です。

9月 **オーガニックライフスタイルEXPO2022**
 ※併催イベントとして出展予定

「見て、学んで、美味しく、お買い物ができる」、オーガニックライフスタイルをテーマとした見本市です。来場者は例年2万人を超え、約200社の様々なジャンルの企業や団体、生産者等が出展し、情報を発信。企業同士や消費者との交流を行います。
（一般消費者向けの商品の直接販売も可能） 食品・非食品出品可

■会期：2022年9月16日（金）～18日（土）/3日間
 ■会場：東京都立産業貿易センター 浜松町館2～5F
 ■主催：一般社団法人オーガニックフォーラムジャパン

[前年度実績]
 ・来場者数：合計10,406名
 ・オンラインセミナー参加者数：2,059名（パブリックビューイング参加者含む）
 ・出展者数：企業、団体、生産者合計204者




2月 **東京インターナショナル・ギフト・ショー春2023**

日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市です。食品・非食品の様々な出展者と小売・卸流通業の皆様にビジネスマッチングの機会を多数提供しています。
食品・非食品出品可

■会期：2023年2月15日（水）～17日（金）/3日間
 ■会場：東京ビッグサイト（東京国際展示場）
 ■主催：㈱ビジネスガイド社

[前年度実績]
 ・来場者数：延べ144,923名（内海外来場者32人）
 ・出展者数：出展者数：2,164社（海外7の国と地域から59社含む）
 ※いずれも同時開催含む



年間スケジュール（予定）

カリキュラム	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
商談会支援	5月中旬～6月10日	28日	Part.1 情報の整理		展示商談会販売会 オーガニックライフスタイルEXPO	Part.2 Web環境の整備		Part.3 見せ方・情報発信力の向上		展示商談会 ギフト・ショー春
セミナー			セミナー①	セミナー②		セミナー③	セミナー④	セミナー⑤	セミナー⑥	
マーケティング基礎講習			Part.1 マーケティング講座			Part.2 地域資源を活用した事業化講座		Part.3 プロジェクトマネジメント講座		
			講習①	講習②		講習③	講習④	講習⑤	講習⑥	
ビジネスモデル作成ワークショップ（事業化実現に向けた勉強会）			Part.1 棚卸		中間評価会	Part.2 商品・サービス設計		Part.3 実施計画		最終評価会
			勉強会①	勉強会②		勉強会③	勉強会④	勉強会⑤	勉強会⑥	

問い合わせ先等

山村振興計画の作成・変更について → 北海道：本省地域振興課、北海道以外：各地方農政局
 山村活性化支援交付金の「①山村活性化対策事業」について → 同上
 山村活性化支援交付金の「②商談会開催等事業」について → 本省地域振興課

局名		電話	管轄地域 注
農林水産省 農村振興局	地域振興課	03-6744-2498（直通）	全般、北海道
東北農政局	農村計画課	022-263-1111（代表）内線4059	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	農村計画課	048-600-0600（代表）内線3423	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	農村計画課	076-263-2161（代表）内線3419	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	農村計画課	052-201-7271（代表）内線2515	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	農村計画課	075-414-9051（代表）内線2443	滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	農村計画課	086-224-4511（代表）内線2513	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	農村計画課	096-211-9111（代表）内線4633	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

注）大阪府、長崎県、沖縄県には、山村振興法に基づき指定された振興山村がない。

総行地第62号
27農振第188号
国国地第10号
平成27年6月5日

各都道府県知事 殿

総務省大臣官房地域力創造審議官
農林水産省農村振興局長
国土交通省国土政策局長

山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及び実施について

平成27年4月1日に山村振興法の一部を改正する法律及びその関係政省令が施行され、期限の延長、基本理念の新設、産業振興施策促進事項の追加等の計画事項の充実等が図られたほか、介護給付等対象サービス等の確保、教育環境の整備及び再生可能エネルギーの推進についての配慮規定が新たに追加されたところである。

今後の山村振興に当たっては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、山村の有する多面にわたる機能もたらす恵沢を国民が将来にわたって享受することができるよう、山村における定住の促進に向けて、平成27年度以降おおむね10年間を目途として積極的な振興施策を展開していくことが必要である。

このような観点から、山村振興を図るための施策を適切かつ円滑に推進するため、都道府県が定める山村振興基本方針（山村振興法（以下「法」という。）第7条の2第1項に規定する山村振興基本方針をいう。以下「基本方針」という。）及び市町村が定める山村振興計画（法第8条第1項に規定する山村振興計画をいう。）の作成及び実施について、留意事項を定めたので、御了知の上、都道府県知事におかれては、下記を参考に基本方針を作成及び実施することとし、貴管内の振興山村市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

なお、「山村振興対策運営要綱」（平成12年4月1日付け12国地山第21号国土庁地方振興局長通知）及び「山村振興法第12条の保全事業等の計画の認定等について」（平成12年6月1日付け12国地山第129号国土庁地方振興局長通知）は、廃止する。

記

1 基本方針の作成及び提出

(1) 基本方針の作成

都道府県は、当該都道府県における法第7条第1項に基づいて指定された山村（以下「振興山村」という。）の振興を図るために基本方針を作成することができる。

なお、基本方針の内容は、おおむね法第7条の2第2項各号に掲げる事項とし、作成に当たっては、別紙様式1を参考とされたい。

(2) 基本方針の提出

都道府県は、基本方針を作成したときは、法第7条の2第5項の規定に基づき、直ちに、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に提出するものとする。

また、別紙様式1の山村振興基本方針書（以下「基本方針書」という。）は、A4版の紙を用い横書きとされたい。

主務大臣は、基本方針の提出があったときは、関係行政機関の長に通知するものとする。

(3) 基本方針の変更

基本方針の変更にあたっては、別紙様式1に準じて基本方針を変更するものとし、変更の理由を記載した書類を添付する。

このほか、基本方針を変更しようとするときは、(2)に準じて行うものとする。

2 山村振興計画の作成及び協議

(1) 計画の作成

振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）は、当該振興山村について法第8条第1項に規定する山村振興計画を作成することができる。

なお、当該振興山村の現状と動向等について正確に把握するため、既存の資料を活用するほか、必要に応じ基礎的な事項を明確にするための基礎調査を行うよう留意されたい。

(2) 計画の内容

① 山村振興計画の内容

山村振興計画の内容は、おおむね法第8条第2項各号に掲げる事項とし、作成にあたっては、別紙様式2-1（山村振興計画の一部を変更（以下「一部変更」という。）しようとする場合には別紙様式2-5）を参考とされたい。

なお、山村の有する多面にわたる機能を十分に発揮させる観点から、法第2条の2第1項に規定する森林等の保全を図ることを十分に考慮されたい。

また、振興山村の振興上、特に必要と認められる施設については、当該振興山村の区域を越えてこれを計画の内容の一部とすることができる。

② 産業振興施策促進事項の内容

産業振興に関する施策をさらに充実させるために、山村振興計画を作成する振興山村市町村は、当該山村振興計画に記載した法第8条第2項第3号に掲げる事項に関して、同条第3項に規定する産業振興施策促進事項を定めることができる。

産業振興施策促進事項を記載する場合には、別紙様式2-1の山村振興計画書（以下「計画書」という。）の「V. 産業振興施策促進事項の記載について」において、産業振興施策促進事項を別添として記載することを明らかにするとともに、別紙様式2-2を添付されたい（法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合には、当該事業を実施する事業者ごとに作成した別紙様式2-3を、同項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合には、別紙様式2-4を添付されたい）。

(3) 計画の協議

① 振興山村市町村は、山村振興計画の作成にあたっては、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県に協議し、同意を得るものとする。

- ② また、当該計画に産業振興施策促進事項を記載する場合には、当該振興山村市町村は、都道府県に協議する前に、同条第7項に基づき、主務大臣に協議するものとし、同意を得た後に①の都道府県との協議を行うものとする。
- ③ ①の都道府県との協議のため、別紙様式3-1の参考資料（一部変更しようとする場合には別紙様式3-2。以下同じ。）を添付されたい。当該参考資料には、山村振興計画達成のために必要と考える事業を記入すること。
- ④ 計画書及び別紙様式は、A4版の紙を用い、横書きとし、計画書、別紙様式及び参考資料はまとめて一冊とされたい。
- ⑤ 計画書（一部変更しようとする場合には別紙様式2-5）及び参考資料に記載する振興山村名は、当該計画を作成する区域の振興山村名とする。
また、指定番号は、当該振興山村市町村の振興山村指定番号（法第7条第4項に基づく官報公示された指定番号）を記載する（変更の場合は、作成年度の下に括弧書きで変更年度を記載する。）。

(4) 計画の提出

作成された山村振興計画については、都道府県において取りまとめの上、主務大臣にこれを提出するものとする。その際、振興山村市町村は、都道府県の同意文書の写しとともに、別紙様式3-1（一部変更しようとする場合には別紙様式3-2）を添付されたい。

また、振興山村市町村は、森林資源活用型地域活性化事業が記載された山村振興計画について都道府県の同意を得たときには、その旨を森林資源活用型地域活性化事業の実施主体に通知するとともに、都道府県の同意文書、計画書、別紙様式2-2及び当該実施主体に係る別紙様式2-3の写しを実施主体に送付するものとする。

主務大臣は、山村振興計画の提出があったときは、関係行政機関の長に通知し、当該関係行政機関の長から意見の申し出があった場合には、これを聴取するものとする。

(5) 計画の変更

山村振興計画を変更しようとするときは、(3)及び(4)に準じて行うものとする。ただし、施行規則第6条に規定する軽微な変更については、協議を要さないものとする。

3 基本方針及び山村振興計画の作成上留意すべき事項

基本方針及び山村振興計画の作成に当たっては、法第3条に掲げる山村振興の目標及び法第18条から第21条の4までの配慮事項に留意することとし、次に掲げる事項を参考とされたい。

なお、基本方針の作成に当たっては、広域的な観点からの記載となるよう留意されたい。

- ① 個々の振興山村が置かれている条件の違いを念頭に置きつつ、地域の個性と活力を最大限に発揮させるとともに、新たな山村における暮らしを再構築していく視点
- ② 地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等を図ることにより定住者を確保するという視点
- ③ 国民の多様な生活様式に対応できる、緑豊かな自然環境やうるおいのある生活空間、伝統文化等山村の有している良さを見直し、これを伸ばしていくという視点

- ④ 交通基盤等の整備に当たっては、道路網の整備の充実や遅れている生活道路について一定水準を確保する視点と今後の集落の動向等を踏まえた計画的な整備並びに高齢者及び児童・生徒等の住民の日常生活に不可欠な交通サービスの確保
- ⑤ 情報流通の円滑化及び通信体系の充実には、高度情報通信ネットワークを含む情報通信基盤整備の推進及び山村地域の情報を都市住民のニーズに合わせて効果的に発信するための多様な情報の集積と人材の育成
- ⑥ 農林業の振興に当たっては、農業経営の法人化など多様な経営形態の展開、新規参入の促進等の条件整備を含めた担い手の育成・確保
また、国土・自然環境の保全、水源のかん養等の観点からの森林・農用地の適切な管理
- ⑦ 山村が有している多様な地域資源の活用には、農林水産物等の生産から製造・加工・販売までを地域が担う体制の構築、地域の木材を地域で利用する体制の構築及び再生可能エネルギーの利用に係る利益を地域に還元する体制の構築を進めるとともに、それらを担う人材の育成を図る視点
- 〔※ 基本方針書の「Ⅲ. 振興の基本方針及び振興施策」の「⑤地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項」、山村振興計画書の「Ⅳ. 振興施策」の「⑤地域資源の活用に係る施策」に対応。〕
- ⑧ 集落機能の維持を始め、農林業等の地場産業、伝統工芸、伝統芸能等幅広い分野における人材の育成・確保
- ⑨ 男女が共に働きやすい環境の整備及び各種組織における意思決定システム、各種施設の運営等、多様な社会・経済活動への女性の参画の促進
- ⑩ 医療体制の整備には、基礎的・基本的医療の確保を目指した地域医療機関等の整備
また、地方都市等との地域連携を進め、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等包括的な医療供給体制の充実
- ⑪ 高齢者にやさしい生活環境の整備及び高齢者が安全に安心して社会参加活動等を行えるような山村づくりの推進
また、介護給付等対象サービスに従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実等の推進
- 〔※ 基本方針書の「Ⅲ. 振興の基本方針及び振興施策」の「⑧高齢者福祉施策に関する基本的事項」、山村振興計画書の「Ⅳ. 振興施策」の「⑧高齢者福祉施策」に対応。〕
- ⑫ 生活排水処理施設等の生活環境の整備を通じた水源地域における水質保全、都市住民による農林漁業体験等の都市との交流の推進
- ⑬ 住民主導の環境整備の推進及び地域ぐるみの取り組みを通じた美しい山村づくりの推進
また、統一された理念、目標の下に、周囲の自然環境及び景観と調和のとれた計画的な土地利用、デザインづくり
- ⑭ 定住促進団地整備及び既存住宅の活用等を通じたUIターン等の受け入れに必要な住宅の確保
また、UIターン等を通じた地域コミュニティの維持・形成
- ⑮ 高品質な公的サービスを効率的に提供するため、規模のメリットが大きく働く施設については、利用者数や施設までのアクセス、費用負担等を勘案した広域的な観点から連携を図った整備の推進
- ⑯ 山村に居住する子供の通学に対する支援の充実等の山村における教育環境の整備
- ⑰ 豊かな自然環境、人情の厚い生活習慣、伝統文化等を生かした自然体験・生活

体験学習の場を山村外に居住する子供に提供するためのソフト・ハード両面にわたる総合的な受け入れ体制の整備

- ⑱ 都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等
- ⑲ 鳥獣被害防止施設の整備及び農林漁業関係団体との連携強化等を通じた鳥獣による被害の防止対策の推進

4 基本方針及び山村振興計画の公表

都道府県又は振興山村市町村は、基本方針又は山村振興計画を作成したときは、これを公表するよう努めるものとする。

5 山村振興指針の勧告

主務大臣は、基本方針の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議して当該都道府県における振興山村の振興に関する基本的な指針を定め、関係都道府県に勧告することができる。

6 政府による調査

政府は、4の勧告その他法の目的達成のための措置に必要な調査を行うものとする。

7 山村振興計画の実施

山村振興計画の実施に当たっては、個々の山村の置かれている経済的、社会的条件等を踏まえ、行政、団体、住民、企業等の多様な主体の参加と連携を確保しつつ、その円滑な実施に努めるよう留意されたい。

なお、法第10条第3項に規定する振興山村に係る山村振興計画の実施に当たっては、当該振興山村の振興のために特に重要と認められる事業の円滑な実施が促進されるよう配慮されたい。

〔別紙様式1〕

山村振興基本方針書

都道府県名	
作成年度	

I 地域の概況

当該都道府県の振興山村における地理、地勢、気候等の自然条件、人口の動向、産業構造等社会的及び経済的条件等の概況を記載する。

II 現状と課題

当該都道府県内の振興山村について、これまでの山村振興対策の実施状況と課題等について記載する。

III 振興の基本方針及び振興施策

各施策の基本的な事項としては、当該都道府県の振興山村の現況等を踏まえた基本的な方針とこれを実現させていくために必要となる施策及び取組等について、できる限り具体的に記載する。

(方針事項)

- ① 交通施策に関する基本的事項
- ② 情報通信施策に関する基本的事項
- ③ 産業基盤施策に関する基本的事項
- ④ 経営近代化施策に関する基本的事項
- ⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項
- ⑥ 文教施策に関する基本的事項
- ⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項
- ⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項
- ⑨ 集落整備施策に関する基本的事項
- ⑩ 国土保全施策に関する基本的事項
- ⑪ 交流施策に関する基本的事項
- ⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項
- ⑬ 担い手施策に関する基本的事項
- ⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項
- ⑮ その他施策

(記載上の留意事項)

- ・ ①及び③においては、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の代行整備についての都道府県の方針について記載する。
- ・ その他地域の活性化に関し必要な施策については、⑮その他施策に記載する。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

Ⅲの振興施策の実施に当たり、他の法令の規定による地域振興に関する計画、広域的な経済社会生活圏の整備等に関する計画その他当該地方公共団体における諸施策との関連について記載する。

[別紙様式 2 - 1]

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度
振興山村名		
指定番号		

I. 地域の概況

当該振興山村における地理、地勢、気候等の自然的条件、人口の動向、産業構造等の社会的及び経済的条件等の基本的事項について記載する。

II. 現状と課題

①これまでの山村振興対策の評価と問題点、②山村における最近の社会、経済情勢の変化、③山村における森林、農用地等の保全上の問題点、④山村における新たな課題等について記載する。

III. 振興の基本方針

これまでの対策の成果を基礎として、次の項目について記載する。

- ① I の地域の概況を踏まえた、当該振興山村の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等
- ② 当該振興山村の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針
- ③ 山村振興の目標を達成するための主な方法（交通・情報通信基盤の整備、地域資源の活用等による産業の振興、生活環境等の整備、担い手の育成・確保、森林・農用地等の管理、広域連携、都市との交流、教育環境の整備、高齢者の福祉等）

（記載上の留意事項）

最後に、基本方針を達成するための重点振興施策を重要度の高い順に箇条書きにする。

IV. 振興施策

山村振興法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に関し、IIIに基づき、国及び都道府県の助成に係る施策並びに振興山村市町村が単独で行う施策で、実施可能なものを内容とする。

（記載上の留意事項）

1. 国の直轄施策（公団等が行う事業を含む。）は除外する。
2. 施策を次の事項に区分し、現状及び問題点、その対策等について、主要な例を挙げながら記載する。
 - ① 交通施策
 - ② 情報通信施策
 - ③ 産業基盤施策
 - ④ 経営近代化施策

- ⑤ 地域資源の活用に係る施策
- ⑥ 文教施策
- ⑦ 社会、生活環境施策
- ⑧ 高齢者福祉施策
- ⑨ 集落整備施策
- ⑩ 国土保全施策
- ⑪ 交流施策
- ⑫ 森林、農用地等の保全施策
- ⑬ 担い手施策
- ⑭ 鳥獣被害防止施策
- ⑮ その他施策

- 3. 計画しない施策がある場合は、その施策区分の番号は欠番とする。
- 4. 2の①及び③で基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備が行われる場合は、その旨記載する。
- 5. 山村活性化支援交付金に係る事業の実施を予定する市町村については、⑤に関連する内容を記載する。
- 6. 2の⑦で消防施設の整備を計画する場合は、その旨記載する。
- 7. 2の⑧については、整備の対象となる地区名（対象地区を的確に表し得る名称）及び対象戸数を記載する。
- 8. 国有林野の活用を計画する場合は、活用を行う施策にその旨記載する。
- 9. 交通施策等で振興山村の区域を越えた地域を対象とするものについては、整備の対象となる施設名を記載する。
- 10. その他地域の活性化に関し必要な施策については、⑮その他施策に記載する。

V. 産業振興施策促進事項の記載について
産業振興施策促進事項の記載の有無について記載する。

産業振興施策促進事項の記載	記入欄（該当する欄に○を記入）
記載あり（別紙様式2-2）	
記載なし	

VI. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連
IVの振興施策の実施に当たり、他の法令の規定による地域振興に関する計画、広域的な経済社会生活圏の整備等に関する計画その他当該地方公共団体における諸施策との関連について記載するとともに、当該振興山村内に特定の区域（都市計画区域、自然公園等）が所在する場合は、関係する法令等との関連について記載する。